

# 公益財団法人 日本極地研究振興会

## 助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本極地研究振興会(以下「振興会」という。)定款第4条第1項第1号、第2号、第3号に定める助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 極地研究に従事する研究者(大学院生を含む)、研究機関等への助成
- (2) 極地研究に関する国際交流及び現地調査等への助成
- (3) 極地の自然、観測情報等を活用する教育者等への助成

### (申請者の募集及び資格)

第3条 助成金の希望者(以下「申請者」という)の募集方法は、振興会のホームページで公募とする。

- 2 申請者は、政府・民間の機関、団体又は個人のいかんを問わないものとする。ただし、同一の研究について他の財団の助成金等を受けていないことを条件とする。

### (選考基準)

第4条 下記諸点に重点を置き選考する。

- |     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 独創性 | テーマや研究方法がユニークで新しい課題に挑戦するもの          |
| 計画性 | 活動計画が十分に検討されているもの                   |
| 発展性 | 成果の波及効果が大きいもの                       |
| 必要性 | 公的機関や企業等の補助・助成が得難い等、振興会の助成の必要性が高いもの |

### (申請及び申請期間)

第5条 申請者は、所定の申請書を振興会に提出しなければならない。

- 2 申請の受付は、毎年6月1日から11月末日までに翌年度の申請を受け付けるものとする。ただし、特に理事長が必要と認めた場合は、上記期間外においても申請を受けることができる。

### (助成の対象となる経費)

第6条 助成の対象となる経費は、助成期間内における研究・教育・国際交流活動に直接必要とされる経費を対象とする。

### (助成金交付決定手続等)

第7条 振興会事務局長は、受け付けた申請書を、理事長の承認を得て、第13条の選考委員会に送付するものとする。

- 2 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 3 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
- 5 助成金の交付は直接助成対象者に送金して行うものとする。

### (活動計画等の変更)

第8条 助成金の交付の決定を受けたのちに、活動計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(事業費等の使用制限)

第9条 助成金の交付を受けた者は、第6条の規定に従い、その活動等に必要な経費に使用しなければならない。

(整理保管)

第10条 助成金の交付を受けた者は、領収書及び受取書など関係書類を整理保管しなければならない。

(実績の報告及び義務等)

第11条 助成金の交付を受けた者は、研究・教育・国際交流活動完了後3ヶ月以内に収支決算書を添えた実績報告書を振興会あてに提出しなければならない。

- 2 成果を公表する際には、振興会の助成を受けたことを明示し、成果報告書に記載すること。
- 3 振興会は、助成金でなされた研究・教育・国際交流活動の成果の要旨をホームページ、冊子等で一般に公開することができる。

(助成金の決定の取消、中止及び返還)

第12条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2) 対象となる活動等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照してふさわしくないものと理事会が認めたとき

(選考委員会)

第13条 振興会に選考委員会を設ける。

- (1) 委員会は、申請者のうちから助成対象者の選考に当たる。
- (2) 委員会の構成は、部外有識者を含む5名から7名とし、理事会の承認を受け、理事長が委嘱する。
- (3) 委員の互選により、委員長を決める。
- (4) 委員の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続では3期までとする。
- (5) 委員会は選考過程および結果を理事会に報告する。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。(平成30年5月15日理事会議決)

附則

改定された規程は、平成30年12月13日より施行する。(平成30年12月13日理事会議決)